平成24年4月1日特定非営利活動促進法改正について

1 提出書類の変更

以下の表をご確認下さい。下線部分が変更している部分です。

手続き	提出書類	備考
事業報告	①事業報告書等提出書②事業報告書 <mark>③活動計算書</mark> ④	収支計算書から活動計算書
	貸借対照表⑤財産目録⑥年間役員名簿⑦10 人以上の	に変更
	社員名簿	
定款変更	①定款変更認証申請書②定款の変更を議決した社員	収支予算書から活動予算書
(認証事項)	総会の議事録の謄本③変更後の定款④定款の変更の	に変更
	日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 <u></u>	
	定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の	
	活動予算書	
定款変更	①定款変更届出書②定款の変更を議決した社員総会	議事録の謄本が追加
(認証不要事項)	の議事録の謄本③変更後の定款	
定款変更後	①定款変更登記完了提出書②登記事項証明書④登記	登記事項に変更が生じた場
	事項証明書の写し	合のみ提出
役員変更	①役員の変更等届出書 <mark>②変更後の役員名簿</mark> ③住所又	変更後の役員名簿は,事務
	は居所を証する書面(新任のみ)④誓約及び就任承	所に備え置き
	諾書の謄本(新任のみ)	

[※] 当分の間は、収支計算書(収支予算書)での提出も可能です。

2 定款の変更 (新旧対照表)

法律の改正に伴い、下線部分が変更している部分です。条文番号は例となりますので、法人の定款に 合わせてご利用下さい。

確認

・・・確認していただければよいもの

・・・変更したほうがよいもの

・・・必ず変更していただきたいもの

(1) 変更事項のうち、定款変更をするとき認証申請が必要になる変更事項

	現行	変更後	備考
確認	(事業の種類)	(事業の種類)	特定非営利活動
中田中山	第5条(条文省略)	第5条(条文省略)	に係る事業のみ
	2 前項第2号に掲げる事業は、同項第	2 前項第2号に掲げる事業は、同項第	を行う場合は, 記
	1号に掲げる事業に支障がない限り行う	1号に掲げる事業に支障がない限り行う	載なし
	ものとし、その <u>収益</u> は同項第1号に掲げ	ものとし、その <u>利益</u> は同項第1号に掲げ	
	る事業に使用するものとする。	る事業に使用するものとする。	
任意	(職務) 第 15 条 (条文省略) (追加)	(職務) 第15条 (条文省略) <u>2</u> 理事長以外の理事は、法人の業務に	旧法 16 条2 理事の代表権の 制限に関する規
	<u>2~4</u> (条文省略)	ついて、この法人を代表しない。	程

3~5 以下条項繰り下げ 注)この規定がな くても、理事の代 表権の制限の登 記は可能です (任期<u>等)</u> (任期等) 任意 第 16 条 (条文省略) 第16条 (条文省略) 2 前項の規定にかかわらず、後任の役 (追加) 2~4 (条文省略) 員が選任されていない場合には、任期の 末日後最初の総会が終結するまでその任 期を伸長する。 3・4 以下条項繰り下げ (権能) (権能) 法 10 条18 第 23 条 (条文省略) 第 23 条 (条文省略) 法 27 条③ 任意 (1)~(3) (条文省略) 注) この条を変更 (1)~(3) (条文省略) (4) 事業計画及び収支予算並びにその (4) 事業計画及び活動予算並びにその する場合は、第 32条、第44条、 変更 変更 (5) 事業報告及び収支決算 (5) 事業報告及び活動決算 第47条も変更が $(6)\sim(10)$ (条文省略) $(6)\sim(10)$ (条文省略) 必要 (開催) (開催) 第15条の変更に 任意 第24条 (条文省略) 伴う条ずれ 第 24 条 (条文省略) 2 (条文省略) 2 (条文省略) 注) 第15条の変 更がなければ変 (1)·(2) (条文省略) (1)·(2) (条文省略) (3) 第 15 条第4項第4号の規定によ (3) 第 15 条第5項第4号の規定によ 更不要 り、監事から招集があったとき。 り、監事から招集があったとき。 (議決) (議決) 法 14 条の9の1 任意 第 28 条 (条文省略) 第 28 条 (条文省略) 社員全員の書面 2 (条文省略) 2 (条文省略) 表決により総会 (追加) 3 理事又は正会員が総会の目的である があったものと 事項について提案した場合において, 正 みなす場合の規 会員の全員が書面により同意の意思表示 定 をしたときは、 当該提案を可決する旨の 注) 社員全員の書 総会の決議があったものとみなす。 面表決が想定さ れない場合は不 (表決権等) (表決権等) 法 14 条の9の1 任意 第 29 条 (条文省略) 第 29 条 (条文省略) 社員全員の書面 2 (条文省略) 2 (条文省略) 表決により総会 3 前項の規定により表決した正会員 3 前項の規定により表決した正会員 があったものと は、前2条及び次条第1項の規定の適用 は、第27条、第28条第2項、第30条 みなす場合の規 については、総会に出席したものとみな 第1項第2号及び第50条の規定の適用 定 については、総会に出席したものとみな す。 注) 社員全員の書 4 (条文省略) 面表決が想定さ (条文省略) れない場合は不

任意 **■** 第 30 条 (条文省略)

(議事録)

第 30 朱 (朱文有昭

第30条 (条文省略)

(議事録)

要

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数
- (3) 出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあたっては、その数を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 (条文省略)

(追加)

(開催)

任意

任意

第33条 (条文省略)

(1)·(2) (条文省略)

(3) <u>第 15 条第 4 項第 5 号</u>の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(議事録)

第38条 (条文省略)

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の総数
- (3) 出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数(書面表 決者又は表決委任者がある場合にあって は、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 (条文省略)
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員 全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみな された事項の内容
 - (<u>2</u>) 前号の事項の提案をした者の氏 名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみな された日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う 者の氏名

(開催)

第33条 (条文省略)

(1)·(2) (条文省略)

(3) <u>第 15 条第 5 項第 5 号</u>の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(議事録)

第38条 (条文省略)

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者 氏名(書面表決者にあっては、その旨を 付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(定款の変更)

- 第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) <u>その行う特定非営利活動の種類</u> <u>及び当該特定非営利活動に係る事業</u> の種類

みなし総会を取 り入れる場合は 必要

第 15 条の変更に 伴う条ずれ 注) 第 15 条の変 更がなければ変 更不要

法 25 条3

定款変更の際の 届出のみで足り る事項の拡大に 伴う変更 注) 注第 25 条第

注)法第 25 条第 3 項に「軽微な事 項」の定めがなく なったため修正

変更

		(4) 主たる事務所及びその他の事務 所の所在地 (所轄庁の変更を伴うも のに限る) (5) 社員の資格の得喪に関する事項 (6) 役員に関する事項 (役員の定数に 関する事項を除く) (7) 会議に関する事項 (8) その他の事業を行う場合におけ る、その種類その当該その他の事業 に関する事項 (9) 解散に関する事項 (残余財産の帰 属すべき事項に限る) (10) 定款の変更に関する事項	また,資産の区分を追加すると条ずれが発生する。
İ	(2) 変更事項のうち、定款変更をすると変更前	とき届出のみで行う変更事項 変更後	備考
確認	(事務所) 第2条 この法人は、事務所を栃木県宇 都宮市○○町○丁目○番○号に置く。	(事務所) 第2条 この法人は、 <u>主たる</u> 事務所を栃木県宇都宮市○○町○丁目○番○号に置く。	'VĦ ∕与
確認	(資産の構成) 第 39 条 (条文省略) (1)~(3) (条文省略) (4) 事業に伴う <u>収入</u> (5) 財産から生じる <u>収入</u> (6) その他の <u>収入</u>	(資産の構成) 第39条 (条文省略) (1)~(3) (条文省略) (4) 事業に伴う <u>収益</u> (5) 財産から生じる <u>収益</u> (6) その他の <u>収益</u>	
任意	(追加)	<u>(資産の区分)</u> 第 40 条 この法人の資産は、これを分け て特定非営利活動に係る事項に関する資 産及びその他の事業に関する資産の 2 種 とする。	特定非営利活動 に係る事業のみ を行う場合は、そ の旨記載する。以 下条ずれが発生
任意	(事業計画及び予算) 第 43 条 この法人の事業計画及びこれ に伴う <u>収支予算</u> は、理事長が作成し、 総会の議決を経なければならない。	(事業計画及び予算) 第 44 条 この法人の事業計画及びこれ に伴う活動予算は、理事長が作成し、 総会の議決を経なければならない。	法 10 条1® 注) この条を変更 する場合は、第 23 条、第 47 条も 変更が必要
確認	(暫定予算) 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。	(暫定予算) 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の費まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。	
任意	(事業報告及び決算) <u>第 46 条</u> この法人の事業報告書、 <u>収支計</u>	(事業報告及び決算) 第 47条 この法人の事業報告書、 <u>活動計</u>	法 27 条③

算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

<u>注)この条を変更</u> する場合は、第 23条、第 44 条も 変更が必要

(解散)

第 50 条 (条文省略) (1)~(4) (条文省略)

(5) <u>破産</u>

(6) (条文省略)

(解散)

第 51 条 (条文省略) (1)~(4) (条文省略)

(5) 破産手続き開始の決定

(6) (条文省略)

残余財産の帰属す べき者に係るもの は、認証です。

(1)と(2)に該当する定款変更をした場合の添付書類

①定款変更認証申請書(1部)②定款変更届出書(1部)③定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(1部)

④変更後の定款(2部)※

※(1)と(2)の変更をどちらも反映させたもので構いません。附則欄に以下のように記載してください。

附則

この定款は、総会の議決のあった○○年○○月○○日から施行する。

この定款は、所轄庁の認証のあった平成 年 月 日から施行する。

3 理事の代表権喪失登記

平成24年4月1日から施行された改正特定非営利活動促進法及び改正組合等登記令により、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款において特定の理事(理事長等)のみが法人を代表する旨の定めがある場合には、その理事以外の理事を登記する必要がなくなりました。

改正組合法令が施行される際に代表権の範囲又は制限に関する定めがある法人については、<u>施行の日から6ヶ月以内に</u>(ただし、他の登記をするときは、当該他の登記と同時に)<u>法人を代表する特定の理事(理事長等)以外の理事についての代表権喪</u>失による変更の登記をしなければなりません。

なお、これらの登記を怠った場合には、20 万円以下の過料に処せられることがありますのですみやかに変更をお願いします。

(注)定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。

問合せ先

市民活動支援課 市民活動支援担当

電話 20-2154

FAX 21-7266

メールアドレス katsudou@city.ashikaga.lg.jp